

令和5年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況

	事業名	事業内容	進捗状況
消費者モニター	食品表示ウォッチャー	<p>適正表示の確保への取り組みの一環として、消費者モニターの方々に、日常の買い物の際に消費者の立場から表示の状況を調査してもらい、その結果を県に報告してもらう「食品表示ウォッチャー」制度を、平成14年度から実施している。</p> <p>例年、基本的に消費者モニター100人に委嘱し、6～12月の7ヶ月間、月に2店舗モニタリング活動を行ってもらっている。 (2店舗/月・人×7か月(6～12月)×100人=延べ1,400店舗)</p>	<p>5月に98人に対しウォッチャーを委嘱の上業務説明会を開催(その後3名辞退)し、6月から12月にかけて、スーパー等2店舗/月を対象とした調査を実施した。(延べ1,273店舗)</p> <p>そのうち表示に疑義のあった店舗については、県が現地調査を行ったほか、関係機関と連携して対応した。</p> <p>また、食品表示ウォッチャーだより第1号を10月31日に発行済。第2号は2月に発行予定。</p>
	モニターだより	<p>食の安全安心に関する情報について、わかりやすく伝える。</p> <p>行事の案内や開催結果とともに、食の安全安心基礎講座として、食品衛生、食品表示、牛トレサビリティや貝毒など、食の安全安心に関する記事を幅広く掲載する。</p>	<p>第34号は7月13日、第35号は12月13日に発行済み。第36号は2月に発行予定。(年3回)</p> <p>モニター宛て送付するとともに、県ホームページに掲載。</p>
	モニター研修会	<p>食の安全安心に関する正しい知識の習得を目的に開催する。</p>	<p>7月3日に開催済。研修テーマは「食品中の放射性物質、各基準値、検査体制等について」。食品に係る放射性物質の基準値等に関する話を中心に、食の安全やリスクについて講演を行い、128名の参加者があった(内訳:会場参加57人、動画配信71名)。</p>
	生産者との交流会	<p>生産者と消費者モニターが生産現場で直接情報交換や意見交換を行い、相互理解を深める。</p>	<p>10～11月に各3回開催[※]し、合計116名のモニターが参加した。 ※それぞれ同日に実施</p> <p>生産者との交流会 第1回: デリシャスファーム(大崎市) 第2回: JRフルーツパーク仙台あらはま(仙台市) 第3回: 一莓一笑(山元町)</p>
	食品工場見学会	<p>県内の食品工場で製造過程や衛生管理を見学し、食品衛生について正しい知識を身につける。</p>	<p>食品工場見学会 第1回: マルハニチロ(石巻市) 第2回: にしき食品(岩沼市) 第3回: ポッカサッポロ(名取市)</p>

	事業名	事業内容	進捗状況
消費者モニター	モニター制度の広報	モニター制度の広報を行い、新規登録を促す。	各種広報媒体を活用し周知する。コンビニエンスストアにはチラシ配架済。今後、児童館等へチラシを配架する予定。
	モニターの登録等	モニターの登録、取消等の事務を行う。	今年度に入り、43人の新規登録、17人の登録取消があり、登録者は1,162人となっている。(R5.12.31現在)
	アンケート調査	毎年1回、全消費者モニターを対象にアンケートを実施し、集計結果を公表する。また、モニター新規登録時にも「登録時アンケート」を実施する。	アンケート対象者1,138人に対し、615人の回答があり、回収率は54.0%となった。集計結果については、消費者モニターや関係機関に送付するとともに、県HPに公開済。
講習会等	講習会	食の安全安心に関する正しい知識を習得するため、食の安全安心セミナーを開催する。	今年度は2回開催予定であり、第1回は9月8日(金)に開催済。第2回は令和6年2月19日(月)に開催予定。 第1回は「健康食品」をテーマとして、健康食品の概要、健康被害や誇大広告等の問題点、活用の仕方等について講演を行い、130名の参加者があった(内訳:会場参加52人、動画配信78人) 第2回は「食物アレルギー」をテーマに、食物アレルギーの概要や誤食を防ぐための対策、起こってしまった場合の対応について講演を行う予定。
	地方懇談会	各地域で、消費者、生産者・事業者及び県が情報交換・意見交換を行い、相互理解を深める。	各地方振興事務所が中心となり企画・開催している。農業体験等の取組みにより、生産者と消費者の相互理解が図られている。
取組宣言	取組宣言事業の広報	平成26年2月にデザインをリニューアルしたロゴマークも活用し、取組宣言事業の一層の普及・推進を図る。	各種広報媒体を活用し事業周知を図る。また、コンビニエンスストア等へ消費者向けの事業周知チラシを配架した。
	取組宣言者の登録等	取組宣言者の登録、取消等の事務を行う。実施要綱の一部改正に伴う自主基準の変更について、既存の取組宣言者に登録変更届出書の提出を促す。	令和3年10月に法改正に伴う実施要綱の一部を改正。新基準による自主基準の変更を計6回依頼したが、最終的に変更届未提出の746者について10月末で登録を取消した。 今年度は、感染対策取組店の申請を希望する飲食店など新たに182者の登録があり、登録事業者数は1,898者となっている(R5.12.31現在)。